

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付を猶予することができます

対象者

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び夜間、定時制課程や通信制課程を含む学校などに在学中で、前年所得が一定額以下のかた

承認期間

令和5年4月～令和6年3月
(年度ごとに申請)

手続き

次のものをお持ちのうえ、保険年金課へ。

- ①基礎年金番号がわかる書類
- ②令和5年度が有効期限内の学生証、または在学証明書
- ③マイナンバーカード
- ④本人確認書類

※<本人確認書類>

1点でよいもの▼

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障害者手帳など

2点必要なもの▼

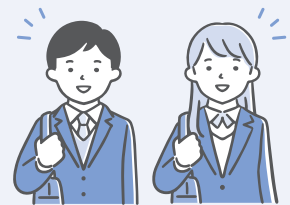
健康保険被保険者証、年金手帳など

次のかたは以下の申請方法も利用できます

前年度に学生納付特例が承認され、今年度も同一の学校に在学予定のかた

▶日本年金機構から送付される申請書で申請

(学校が変更となるかたや、申請書が送付されない場合は保険年金課へ。)



承認されると

承認された期間は、**老齢基礎年金**だけでなく、事故などで障がいを負って働けなくなった場合に受給できる**障害基礎年金**、亡くなった場合に残された子のいる配偶者などに支給される**遺族基礎年金**を受給するための受給資格期間にも算入されます。

※承認を受けた期間から10年以内に、遡って納付(追納)しないと、老後の年金額には反映されません。

期限までに現金で一括納付すると保険料が割引されます

令和5年度 「現金」(納付書)による前納額一覧表

前納する期間	毎月納付した場合	前納額	割引額	納付期限
2年分	402,000円	387,170円	14,830円	4月末日
1年分	198,240円	194,720円	3,520円	
半年前納	前期	99,120円	98,310円	810円
	後期			
				10月末日

令和5年度月額 16,520円 令和6年度月額 16,980円

※現金以外の納付の割引額はお問い合わせください。

※現金納付による2年前納を希望する場合は年金事務所へ。

※口座振替・クレジットカード払いの2年・1年前納、半年前納(4～9月分)の申し込みは終了しました。

問合せ

春日部年金事務所

☎048 (737) 7112

市保険年金課国民年金担当

☎0480 (92) 1111

内線140・149